

～やまがた子育て・介護応援いきいき企業総合支援事業～

平成31年度＜支援措置＞の御案内

山形県では、女性も男性も働きやすい環境づくりを推進するため、やまがた子育て・介護応援いきいき企業登録・認定企業に対し、奨励金など各種支援措置を用意し、皆様の取組みを応援しております。

1 奨励金

◆ 女性を管理職に登用した場合の奨励金

【金 額】 10万円／1人 【回 数】 最大3回まで

注1 交付対象となる女性管理職は、企業等設立後3人目までです。

注2 宣言企業において、同要件による山形県商工業振興資金融資制度の優遇金利の適用を受けている場合は、対象外となります。

◆ 男性が育児休業を取得した場合の奨励金

【金 額】 20万円／1人 【回 数】 最大5回まで

注1 職場に復帰して6ヶ月以上勤務を継続している従業員が対象です。

注2 連続して7日以上育児休業を取得している（7日以上育児休業の算定には、勤務を要しない日に取得した休業は含まない）場合のみ対象です。

◆ 法定を超える介護休業・介護休暇を規定し当該規定部分を取得した場合の奨励金

【金 額】 10万円／1人 【回 数】 最大3回まで

注1 申請時点において勤務を継続している従業員が対象です。

注2 同一従業員の申請は同一対象家族1人につき1回のみです。

◆ 小学校就学前の子を養育する女性を正社員として雇用した場合の奨励金

【金 額】 10万円／1人 【回 数】 最大3回まで

注1 正社員として雇用後6ヶ月以上勤務を継続している従業員が対象です。

注2 雇用当初は非正規従業員であった場合でも、現在正社員として雇用し、正社員として雇用後6ヶ月勤務を継続していれば対象となります。

◆ 女性を役員に登用した場合の奨励金

【金 額】 10万円／1人 【回 数】 1回限り

注1 設立後初めての登用である企業等が対象です。

注2 登用された女性役員の活躍の状況や実績を活かして、女性の活躍推進やワークライフバランスの普及に向けた取組みを実施している場合のみ対象です。

◆ 奨励金注意事項

- 2回目～5回目の奨励金の交付対象となるのは、やまがた子育て・介護応援いきいき企業のうち、実践（ゴールド）企業、優秀（ダイヤモンド）企業に認定された企業のみとなります。
- 奨励金の対象となるのは、申請事由（女性を管理職に登用した等）の発生が、奨励金交付申請の年度の前年度4月1日以降である場合のみです。
- 全ての奨励金の交付回数は、やまがた子育て・介護応援いきいき企業（旧山形いきいき子育て応援企業）に初めて登録（認定）した年度からの交付回数を通算して3回または5回（同一法人他事業所における交付実績を含む）までとなります。
- 全ての奨励金で、対象となるのは正社員の方のみです。ただし、事業主、事業の経営担当者及び事業主の3親等以内の者を除きます。
- 国、地方公共団体、特定独立行政法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が1／2以上を出資している法人は、奨励金の交付対象になりません。
- 山形労働局から類似の助成を受けている場合、または受ける予定がある場合は、奨励金の交付対象になりません。

2 県融資制度における優遇金利の適用

産業活性化支援資金（山形県商工業振興資金融資制度）をご利用される際に、以下の要件を満たす企業について、優遇金利が適用されます。（当融資制度をご利用の際は、金融機関への申請手続きが必要です。）

＜優遇内容＞融資利率年 1.6%のところ、年 1.4%に優遇

◆ 宣言企業の場合

◎女性を管理職に登用した場合に適用（企業設立後3人目まで）※1

※1 女性管理職登用の奨励金の交付を受けた場合は、対象外とする

◎女性を役員に登用した場合に適用（1回限り）※2

※2 「女性役員登用奨励金」の交付を受けた企業に限る

◆ 実践（ゴールド）企業、優秀（ダイヤモンド）の場合

実践（ゴールド）企業、優秀（ダイヤモンド）企業に認定後に適用

3 県競争入札参加資格者名簿（建設工事）評価点の加点

実践（ゴールド）企業、優秀（ダイヤモンド）企業のみ5点加点されます。

★支援措置を活用するには、申請書及び添付書類の提出が必要です★
詳しくは下記担当までお問い合わせください。

山形県子育て推進部若者活躍・男女共同参画課

Tel：023 - 630 - 2101 Fax：023 - 632 - 8238

Mail：ywakamono@pref.yamagata.jp